

令和 3 年 5 月 12 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03175

研究課題名(和文) 近世ドイツ帝国における裁判と諸地域

研究課題名(英文) Jurisdiction and regions in early-modern german empire

研究代表者

渋谷 聡 (Shibutani, Akira)

島根大学・学術研究院人文社会科学系・教授

研究者番号：30273915

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、とくに「裁判」の問題に焦点を定め、近世(16-18世紀)のドイツ帝国について、これを「司法における連邦制」として理解する仮説的な参照枠の提示を目指した。具体的には、従来顧みられてこなかった、裁判における帝国クライスの関与の在り方に着目した。すなわち、帝国最高法院(上位機関)と諸地域の裁判機関(下位機関)の間にあった「帝国管区」が担っていた、法曹の「送り出し」(育成と推挙)と「受入れ」(下位機関への異動)の2つの機能の実態について、明らかにすることを目指した。前者(「送り出し」)の機能について、裁判官が推挙される構造と裁判官相互のネットワーク形成の側面を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

次の2点に、先行研究にはない、本研究独自の特色と独創性がある。(1)帝国管区の2つ機能との関連から、法曹の活動と異動が検討されることにより、従来の帝国国制史研究では十分に解明されていなかった、帝国の諸地域の帝国裁判への関与の在り方が、動態として明らかにされる。(2)この研究成果は、帝国と同様、諸地域の自律性を前提とした「複合的な国家編成」を取っていた、近世ヨーロッパ諸国や近世日本に対して、新たな比較研究の可能性を開くものと期待される。例えば、イングランドの治安判事、フランスの高等法院など、さらには近世日本の幕藩制裁判との間には、大なり小なりの差異があるが、そこから国家統合の比較が可能になる。

研究成果の概要(英文)：This study focuses to the problem of "jurisdiction" of early modern german empire and aims to present a hypothetical frame of reference, which regards it as "federalism of jurisdiction". Concretely it notes an involvement of imperial circles to jurisdictions, which has been ignored in the past. Double functions of imperial circles, namely presentation of judges to imperial Supreme Court and transfer of them to regional courts, was aimed to demonstrate. About former function, the structure, in which judges was presented, and formation of network under judges, could be disclosed.

研究分野：西洋史

キーワード：近世 ドイツ帝国 裁判 地域

1. 研究開始当初の背景

近世(16-18世紀)ドイツの神聖ローマ帝国(以下、「近世ドイツ帝国」ないし「帝国」)は、300近くにのぼる諸侯の領邦と自治都市から成る、連邦的な国家連合である。帝国に統合をもたらしたのは、首長としての皇帝、帝国議会、帝国裁判所、地方の行財政管区としての帝国クライス(帝国を区分する10の管区)など、帝国の諸機関であった。帝国議会や帝国クライスの研究には、1960年代以降のドイツ本国における着実な蓄積がある。2000年に公表した拙著(渋谷『近世ドイツ帝国国制史研究』)では、ドイツの諸研究を参照しつつも、独自に帝国議会と帝国管区の連携の側面に注目して、行政レベルにおける帝国の統合について明らかにした。

このような研究動向からすると、帝国裁判所については、ドイツ本国でも研究の立ち後れがあったことが認められている。もっとも、「帝国最高法院学会」(1984年)の設立以降、現在までの30数年間についてみれば、この立ち後れはかなりの所まで改善されている。例えば、S・ヤーンズの研究は、裁判所(帝国最高法院)業務に従事する法曹(裁判官、弁護士)の養成、諸クライスからの裁判官の推挙と認定という2つの観点から、1648年から1806年の時期における128名の伝記的史料を整理したデータベースである(S. Jahns, *Das Reichskammergericht und seine Richter*. Teil II, 2003)。弁護士に関する個人史・社会史的研究には、A・バウマンの研究がある(A. Baumann, *Advokaten und Prokuratoren*, 2006)。

2. 研究の目的

本研究の目的は、帝国管区の2つの機能に着目し、両機能の相互作用を明らかにする点にある。法曹自身の活動の具体相にも着目する。

(1) 帝国管区の「送り出し」の機能

帝国最高法院への法曹の「送り出し」(育成と推挙)において、管区行政と管区内の大学法学部、領邦裁判所がどのように関連し合っていたのか、明らかにする。

(2) 帝国管区の「受入れ」の機能

最高法院の裁判官を受入れる場合、別の管区への異動があったか否か。元の管区に異動した場合、受入先の大学法学部や領邦等の裁判所の関与について、明らかにする。

3. 研究の方法

前述した、1648年から1806年の時期における128名の伝記的史料を整理したデータベースである、S・ヤーンズの研究(S. Jahns, *Das Reichskammergericht und seine Richter*. 2003, 2011)、弁護士に関する個人史・社会史的研究としてのA・バウマンの研究(A. Baumann, *Advokaten und Prokuratoren*, 2006)など、「帝国最高法院学会」関連の諸研究を参照することにより、帝国最高法院と帝国管区との間の相互関係から、帝国管区の2つの機能の実態に迫る。

4. 研究成果

本研究は、帝国最高法院(上位機関)と諸地域の裁判機関(下位機関)の間にあった「帝国クライス」が担っていた、法曹の「送り出し」(育成と推挙)と「受入れ」(下位機関への異動)の2つの機能の実態について、明らかにすることを目指した。後者(「受入れ」)の機能については、詳らかにするには至らなかったが、前者(「送り出し」)の機能について、裁判官が推挙される構造と裁判官相互のネットワーク形成の側面を明らかにすることができた。

(1) 陪席判事パーレマンによる法院文献(1778年)などの叙述をたどることにより、陪席判事の推挙に関わる制度の枠組みが確定されていくプロセスを、17世紀を中心に概観することができた。1781/82年の帝国議会決議で確定されるにいたった本制度の枠組みにおいて、推挙権の二重構造ともいふべきあり方が存在したことを確認した。すなわち二重構造とは、「宗派同等」の原則、ならびに推挙者が個人か地域団体かの相違に由来する類別、この二様の観点からなる組み合わせであった。

(2) 裁判官相互のネットワーク形成については、三名の裁判官(陪席判事)を例にして、次

の三点を明らかにした。第一に、三名ともに、出生地とは異なる帝国クライスから推挙を得ている。推挙を得るには、前職における裁判官としての実績が大いに買われた。他のクライス出身者であっても、裁判官としての実績がありさえすれば、推挙が得られたという点で、法曹の資格が十分に平準化されており、公論の場として帝国の成熟度の高さをうかがい知ることができる。第二に、陪席判事は自己の子弟のために、法学教育をはじめ、あらゆる支援を行った。そこから、ノイラート父子のように、二代続けて陪席判事としての推挙を受けて、着任するケースも少なくなかった。第三として、パーレマンのように、同僚の子弟の陪席判事への推挙に向けて、面接官の役目を引き受けて、子弟の承認に向けて協力することもありえた。

以上の三点をふまえると、裁判官の間には、世代を超えて、裁判官としての技量の向上に向けて切磋琢磨する、ネットワークが形作られていたことが考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 渋谷 聡	4. 巻 3437
2. 論文標題 書評：池谷文夫『神聖ローマ帝国』刀水書房	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 図書新聞	6. 最初と最後の頁 4, 4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷 聡	4. 巻 15
2. 論文標題 近世ドイツ帝国における裁判と諸地域－18世紀帝国最高法院と陪席判事推挙の構造	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会文化論集：島根大学法文学部紀要 社会文化学科編	6. 最初と最後の頁 1, 10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 SHIBUTANI Akira
2. 発表標題 Trial and regions in early modern German imperial diet
3. 学会等名 International Commission for the History of representative and parliamentary Institutions（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akira SHIBUTANI
2. 発表標題 Geschichte und Regionen im fruehneuzeitlichen Reich. Kameralsschriften und Beisitzer
3. 学会等名 Conference of the International Commission for the History of Representative and Parliamentary Institutions（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akira SHIBUTANI
2. 発表標題 Gerichte und Regionen im fruehneuzeitlichen Reich
3. 学会等名 Werkstattgespraech Universitaet Muenster (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 渋谷 聡
2. 発表標題 書評：踊共二編著『記憶と忘却のドイツ宗教改革』（ミネルヴァ書房、2017年）
3. 学会等名 ヨーロッパ近世史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 渋谷 聡
2. 発表標題 「人的結合国家」としての近世ドイツ帝国－18世紀帝国最高法院における陪席判事推挙の構造から－
3. 学会等名 第88回 西洋史読書会大会（京都大学）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------